

広島県告示第七百六十号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和三年八月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
なんば医院	府中市土生町一五七 二番地一	令和六年八月一八日	更新
福山市民病院	福山市蔵王町五丁目 二三番一号	令和六年八月一八日	更新
社会医療法人里仁会 興生総合病院	三原市円一町二丁目 五番一号	令和六年八月一八日	更新
福島生協病院	広島市西区福島町一 丁目二四番七号	令和六年八月一八日	更新
医療法人社団葵会 八本松病院	東広島市八本松東三 丁目九番三〇号	令和六年八月一八日	更新
医療法人社団薫風会 横山病院	呉市広古新開二丁目 五番二〇号	令和六年八月一八日	新規